

# 仙台市農業委員会第25回総会議事録

I. 開催日時 令和2年6月30日（火曜日）午後1時25分から午後2時20分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 中野 勲		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 加藤 和江	7 番 加藤 和彦	8 番 菅野 則義
	9 番 郷古 雅春	10 番 佐藤 千治	11 番 菊地 郁夫
	12 番 佐藤 とみ	13 番 品川 忠夫	14 番 鈴木 通
	15 番 鈴木 正年	16 番 高橋 勝彦	17 番 松原 菊男
	18 番 嶺岸 若夫	19 番 結城 一吉	

IV. 欠席委員 (0人)

V. 議事日程

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事録署名委員の指名

4. 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件

第4号議案 仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件

5. 協議

(1) 令和2年度農業者年金加入推進活動計画（管理表ワークシート）について

6. 報告

(1) 農地改良工事（現状変更）届出

(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

(4) 農地法第3条の3の規定（相続）による届出

(5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知

(6) 売り渡し希望農地一覧表

7. その他

(1) 会長報告

(2) 事務局からの連絡事項

①令和2年度農地パトロール（利用状況調査）の日程等について

②全国農業新聞の普及推進について

③農業よろず相談室を開設します（原町岩切区域）

④その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長	加藤 隆	事務課長	庄司 厚
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主任	菊地 一郎
農地係主任	伊藤 秀宣	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後 1 時 25 分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第 25 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第 5 条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することに、ご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	それでは、19 番結城一吉委員、3 番赤間敬委員を指名いたします。
議 長	議事に入ります。 (午後 1 時 27 分) 第 1 号議案農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第一調査委員会が担当し、6 月 23 日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。番号 11 番と 12 番は、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。
<p>調査報告 (机上配布)</p> <p>(第一調査委員会委員長結城一吉報告)</p> <p>第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を 6 月 23 日</p>	

に実施いたしました。調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私（19番結城一吉委員）の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が6件、贈与による農業承継が4件、賃貸借権の設定による新規就農が2件の合計12件です。番号1番から3番までの報告は15番鈴木正年委員、番号4番から7番までの報告は11番菊地郁夫委員、番号8番から12番までの報告は4番大泉権吾委員です。

（15番鈴木正年委員報告）

番号1番は、贈与により農業承継を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で269aの農地を耕作しています。6月14日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で103aの農地を耕作しています。6月18日に小野寺潔農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。あっせん会で成立した農地になります。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で318aの農地を耕作しています。6月11日に安達良和農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

（11番菊地郁夫委員報告）

番号4番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で94aの農地を耕作しています。6月13日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で149aの農地を耕作しています。6月15日に熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取

得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族2人で59aの農地を耕作しています。6月11日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、家族2人で53aの農地を耕作しています。6月11日に鈴木卓農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(4番大泉権吾委員報告)

番号8、9、10番は、関連がありますので一括して報告します。同一世帯の子と孫へ贈与により農業継承を図るものです。譲受人の世帯は、現在トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で77aの農地を耕作しています。6月16日に庄司善春農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地確認をしており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

結城一吉委員  
(第一調査委員会委員長)

第1号議案の番号11番と12番については、4番大泉権吾委員から報告します。

大泉権吾委員  
(4番)

番号11番と12番を報告します。譲受人が同一ですので一括して報告します。賃貸借権の設定により新規就農するものです。新規就農であることから、聞き取り調査を実施しております。譲受人は、夫の実家が所有する畑で祖父母の指導を受けながら、8年程度野菜作りを学び、農業の経験を積んできています。今回、農家から51aの畑を借り受けて、新規就農するものです。現在、耕うん機1台を所有していますが、さらに1台を導入する計画であり、家族2人で農業に取り組んでいく計画です。無農薬でおいしい野菜づくりを目指し、安心安全な野菜を提供していくもので、農業に対する意欲があると調査しました。6月14日に佐藤多喜雄農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総

合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について、調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。  
よって、第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件は、許可と決定いたします。

(午後1時33分)

議 長

続きまして、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちらにも内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

(第一調査委員会委員長結城一吉報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、3番赤間敬委員、5番大里重市委員、6番加藤和江委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが1件、貸駐車場に転用するものが1件、貸資材置場に転用するものが1件の合計3件です。番号1番から3番までの報告は5番大里重市委員です。

(5番大里重市委員報告)

番号1番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、判断基準のいずれにも該当せず、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、農業を営む申請者が、現況畑438㎡を転用して、貸駐車場（建設重機5台）に175㎡、通路等に263㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、日本政策金融公庫の融資の通知書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。

す。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。市街化を誘引する施設が周辺にあるところで、4m以上の道路の沿道の区域にあって、500m以内に小学校及び高等学校の2つの公共施設があることから、第3種農地と判断しました。申請は、農業を営む申請者が、田1,983㎡を転用し、駐車場（普通車12台）に180㎡、法面に541.56㎡、通路等に1,261.44㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。なお、傾斜地が多くあり利用面積がせまい状況になっているものです。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、申請者が敷地内の農業倉庫部分を除く畑3,782㎡を転用し、貸資材置場に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。許可を得ずに利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第2号議案について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。(午後1時34分)

議 長

続きまして、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

こちら調査内容につきましては、番号1番から6番までと番号8番を書面での報告とし、農地転用面積が3,000㎡を超え聞き取り調査を実施した番号7番については、調査委員会の結果を結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。

#### 調査報告（机上配布）

##### （第一調査委員会委員長結城一吉報告）

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、3番赤間敬委員、6番加藤和江委員、11番菊地郁夫委員、13番品川忠夫委員の4名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが4件、分家住宅に転用するものが2件、資材置場に転用するものが1件、駐輪場に転用するものが1件の合計8件です。番号1番から3番までの報告は13番品川忠夫委員、番号4番から6番までの報告は6番加藤和江委員、番号7番と8番の報告は3番赤間敬委員です。

##### （13番品川忠夫委員報告）

番号1番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、建設業者が既存事業の拡張により畑を転用して、駐車場（普通車3台）に170㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、分家住宅に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。10ha以上の広がりがあることから、第1種農地と判断しました。申請は、譲渡人の孫にあたる譲受人が畑496㎡を転用し、住宅に79.49㎡、駐車場（普通車5台）に82.5㎡、庭等に334.01㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、住宅ローン事前審査結果の写しが提出されております。なお、4月27日付で農用地区域から除外となった旨の通知が提出されております。また、秋保町土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、材木業を営む譲受人が現況畑141㎡を転用し、駐車場5台に62.50㎡、

通路に 78.50 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(6 番加藤和江委員報告)

番号4番は、分家住宅に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲渡人の長女が畑 274 m<sup>2</sup>を転用し、住宅に 52.1 m<sup>2</sup>、駐車場に 60 m<sup>2</sup>、庭等に 161.9 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、住宅ローン事前審査結果の写しが提出されております。なお、5月29日付で開発行為許可申請中です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権の移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、判断基準のいずれにも該当せず、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木建築請負会社が田 2,091 m<sup>2</sup>を転用し、資材置場に 700 m<sup>2</sup>、駐車場(トラック等 11 台)に 217 m<sup>2</sup>、重機置場等に 904 m<sup>2</sup>、通路に 270 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。なお、敷地内に水路があることから、行政財産目的外使用許可を受けております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、駐車場に転用するもので、賃貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地で、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、仙台に支社がある土木建設建築業者が隣接駐車場の拡張に伴い、駐車場を整備するもので、畑 389 m<sup>2</sup>を転用し、駐車場に 78 m<sup>2</sup>、資材置場に 50 m<sup>2</sup>、通路等に 261 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金で、預



金通帳の写しが提出されております。賃貸借権の設定期間は5年間です。許可を得ずに利用していたことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

結城一吉委員  
(第一調査委員会委員長)

第3号議案の番号7番については、3番赤間敬委員から報告します。

赤間敬委員  
(3番)

番号7番は、駐車場に転用するもので、売買による所有権の移転です。転用面積が3,000㎡を超えていることから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。第3種農地に近接している区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、旅客自動車運送業者が規模拡大により駐車場(車両置場)を整備するもので、畑3,949㎡と宅地262.14㎡を含む事業面積4,211.14㎡を利用し、バス駐車場に1,054㎡、資材置場に626.09㎡、洗車場に125㎡、法面に1,560.90㎡、通路等に845.15㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、父親の預金通帳の写し及び金銭消費貸借契約証書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

#### 調査報告

(第一調査委員会委員長結城一吉報告)

番号8番は、駐輪場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域で農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、足場リース業者が田93㎡を利用し、社員用の駐輪場(自転車20台)に90㎡、看板設置用地に3㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現性の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

佐藤千治委員 (10番)	番号7番について、昨年の12月に農地改良工事の届出をした時は貸農園にするはずでしたが、1回も貸農園になっていないのではないですか。
赤間敬委員 (3番)	計画の変更により盛土工事をしましたが、貸農園は難しくなりました。
事務局	貸農園の予定で農地改良工事を行う届出を出し、2月時点で完了届も提出されていまして。その後、防災集団移転跡地利活用事業で、近くに大規模な体験型や各種貸農園ができることを知り、貸農園は止めることとなったものです。
赤間敬委員 (3番)	農地改良工事の届出は、農業委員と土地所有者の信頼で成り立っています。1年後2年後に事情で転用するのは、信頼関係にひびが入ることをよく理解してほしいと申し上げました。今後も、似た事例が出てくることが考えられるので慎重に判断していきたいです。
議 長	埋め立てに関する宮城県の条例ができたため、今後は農地を埋めるという工事も厳しくなっていくしますので注意が必要です。 他に、ご意見等はございませんか。
	(異議、意見等なし)
議 長	それでは、意見等がありませんので採決します。 第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。 (午後1時49分)
議 長	続きまして、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件について、を上程いたします。 調査委員会の結果を、結城一吉第一調査委員会委員長から報告願います。
結城一吉委員 (第一調査委員会委員長)	第4号議案の調査結果を報告します。調査は、4番大泉権吾委員、11番菊地郁夫委員、15番鈴木正年委員と私(結城一吉委員)の4名で、聞き取り調査については全員で経済局農政企画課の説明を受け行いました。この整備計画の変更は別紙のとおり農振除外による変更が1件です。 今回、農用地利用計画の変更により農振農用地区域から除外するものです。申請は、登記地目が雑種地の911㎡を資材置場に利用するものです。当該地は法人が所

有する資材置場に隣接しており、今回、既存施設の拡張として利用するため選定したものです。今回の変更は、登記簿上の地目が雑種地であるため、農地法の規制はありませんが、農振法上で農用地区域になっていることから、農用地区域から除外する必要があり手続きをするものです。農振除外の5要件をすべて満たしているものです。農用地利用計画変更申出書など関係書類を検討した結果、「やむを得ないもの」と調査いたしました。

議 長

第4号議案について調査の結果、「やむを得ないもの」と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、「やむを得ないもの」とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案仙台農業振興地域整備計画の変更に係る意見を求める件については、「やむを得ないもの」と意見を付すことに決定をいたします。

(午後1時52分)

議 長

続きまして、協議に入ります。

協議事項(1)「令和2年度農業者年金加入推進活動計画(管理表ワークシート)について」を事務局から説明願います。

事務局

— 説明 —

- ・令和2年度農業者年金加入推進活動計画の説明
- ・令和2年度宮城県農業者年金加入推進の取組方針の説明
- ・活動報告の説明

議 長

協議事項(1)について、ご質問・ご意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がないようですので、(1)「令和2年度農業者年金加入推進活動計画(管理表ワークシート)について」は、承認といたします。以上で協議事項を終了いたします。

(午後2時00分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。

(1) 農地改良工事（現状変更）届出の内容につきましては、書面での報告書をもって、総会での口頭報告は省略します。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長結城一吉報告）

農地改良工事（現状変更）届出について、調査の結果を報告いたします。届出は、1件ありました。田3筆 825 m<sup>2</sup>を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他区域の農地です。本農地は事業用地と畑に挟まれた小規模な田で、水田としての農作業請負者がいないため、盛土して自己管理できる畑として利用するもので、白菜・ほうれん草等を栽培する計画です。隣接する農地と同程度の高さに盛土する計画で、周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、7月1日から8月15日までの45日間の予定です。赤間敬農業委員が5月20日に現地を確認しております。隣接農地地権者および岩切土地改良区からの同意書も提出され、関係書類も整備されております。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

（質問なし）

議 長

続きまして、(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6) 売り渡し希望農地一覧までを事務局から報告願います。

なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局  
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4013から4018まで6件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅、共同住宅、宅地、宅地造成、通路、雑種地への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから5ページに記載の通り、番号5023から5033まで11件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が3件、建売住宅、社会福祉施設、駐車場への転用が各2件ずつ、共同住宅、宅地への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。

続きまして、(4) 農地法第3条の3の規定による届出については、6ページに記載のとおり5件（17筆）の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。

続きまして、(5) 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

は、7ページに記載のとおり7件ありました。すべて合意解約によるものとなっております。

続きまして、(6)売り渡し希望農地一覧ですが、新規に申出が2件ありましたので、一覧表を修正しております。仙台市のホームページにも掲載して広く周知しているところです。あっせんの掘り起しをよろしくお願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(2)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

(午後2時01分)

議 長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料2をご覧ください。

会 長

(会長報告)

議 長

次に(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

①農地係

①令和2年度農地パトロール(利用状況調査)の日程等について

②振興係

②全国農業新聞の普及推進について

③赤間委員

③農業よろず相談室を開設します(原町岩切区域)

④振興係

④その他事務局からの連絡事項

議 長

その他についてご意見、ご質問等はございますか。

菅野則義委員  
(8番)

事務局が来ない農地パトロールは、区域活動の農地パトロールと併用していいですか。

事務局

はい、区域活動の中で実施してください。

松原菊男委員  
(17番)

全国農業新聞ですが、今は携帯電話で何でも見ることができますが、この全国農業新聞はどの程度見ることができますか。コンビニでも新聞が売れない時代に、購読を勧めても携帯で見られるのではどうかと思ひまして。

菊地郁夫委員  
(11番)

新聞を購読している人向けの無料WEB版があります。

議 長

法に従って、全国農業新聞を読む必要があるということで、推進委員の皆さんに購読してもらうよう、声かけをしてください。他にご質問等はございますか。

(意見なし)

議 長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。  
他に何かありますか。  
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼  
振興係長

それでは、閉会のあいさつを中野会長職務代理者からお願いします。

中野会長職務  
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第25回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時20分)